倉敷市環境交流スクエア指定管理者
警備業務水準書

令和元年５月

倉敷市企画財政局市民協働推進部市民活動推進課

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

倉敷市環境交流スクエア警備業務水準書

この警備業務水準書は，倉敷市環境交流スクエア条例（平成２２年倉敷市条例第５３号。以下「スクエア条例」という。），同施行規則（平成２３年倉敷市規則第２９号。以下「スクエア規則」という。），倉敷市環境交流スクエア指定管理者募集要項及び倉敷市環境交流スクエア指定管理者共通業務水準書に定める施設の特性を踏まえ，倉敷市環境交流スクエア（以下「スクエア」という。）の安全環境の確保について万全を期することを目的として，指定管理者が行うスクエアの警備業務について必要な事項を定める。

また，この仕様書に定めのない事項については，建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）最新版（以下「共通仕様書」という。）及び，市との協議に基づき，必要な業務を行うものとする。

１　業務

(1)　一般的事項

警備業務の遂行にあたっては，警備業法等の法令，規則及び基準を遵守し，スクエアの特性を踏まえ，当該水準書に基づき，所定の施設及び利用者の安全環境の確保について万全を期するよう業務を遂行することとする。

(2)　警備業務の範囲

スクエア内とする。

(3)　警備業務の内容

常駐警備及び巡回警備とし，異常事態及び異常信号発報時には速やかに救助警備できるよう警備体制を整えるものとする。また，イベント等の開催の有無，繁忙時期により柔軟に対応する体制を整えるものとする。なお，スクエアの閉館時に機械警備を行う場合は，事前に市の承認を受けるものとする。

ア　常駐警備及び巡回警備

（ア）　常駐警備業務（スクエア内の見回り警備を含む）

①　鍵の管理

②　緊急時避難誘導

③　警察，消防機関への通報及び要請

④　警備上の記録，報告書の作成

⑤　拾得物の一時保管，警察への届け出等の管理

⑥　環境フロアから緊急電話が入った場合の対応

⑦　定時におけるスクエア内の見回り警備

⑧　見回り警備は開館時と閉館時を含み計４回以上とする。

⑨　スクエア等の開館，閉館時の開錠，施錠。なお，学習センター，監視センター職員の勤務について，随時，入退出が可能な対応とすること。

⑩　スクエア出入口及び各室の扉，窓の開閉及び施錠確認
⑪　消火設備，防火扉，避難通路付近の障害物排除について点検確認
⑫　火災発生の危険性のある状態の早期発見と措置
⑬　所定場所以外での火気使用，喫煙の取締り
⑭　館内及び敷地内の不正又は無断使用の取締り
⑮　各階不要場所の消灯

（イ）　巡回警備業務

スクエアが２日以上連続休館する場合，１日１回以上の巡回警備を行い，スクエアの安全を確認すること。

（ウ）　警備時間

２４時間（閉館日を含む）

イ　実施計画書の承認

指定管理者等は，警備実施計画書，人員配置計画書を提出し，市の承認を受けること。また，変更の必要が生じた場合も同様とする。

ウ　記録等の提出

警備記録は定期報告を行い，市から提出の要求があったときは，速やかに提出することとする。

エ　警備員の服務規律

警備員の服装，規律及び風紀に責任を持ち，秩序ある職場の保持に努めること。

２　費用負担

警備業務に要する費用はすべて指定管理者等の負担とする。